

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

党中央と国務院、浦東新区の改革推進に27年までの実施方案を公表

党中央と国務院は2024年1月22日、『浦東新区の総合改革試行実施方案(2023～2027年)』を公表しました。方案は浦東新区の開放拡大に向けて27年までの取組内容を示しました。外商投資企業による国内標準策定への参加奨励や、資産運用業界の国内外投資ルート円滑化、貿易とEC決済、排出権取引、グリーン電力取引などにおけるデジタル人民元の使用などに関する内容を盛り込みました。そして、国際基準に照準を合わせて円滑化のデータ越境移転メカニズムの導入を検討するとして他、外国籍者による事業団体や国有企業、研究開発機関の代表者への就任を認めることにも言及しました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 事業者集中の申告基準に関する国務院の規定
(国務院、1/26)

金融政策

- ✓ 中国人民銀行、2月5日より金融機関の預金準備率引き下げを決定
(中国人民銀行、1/24)
- ✓ 事業用物件ローン管理の着実な実施に関する中国人民銀行弁公庁、国家金融監督管理総局弁公庁の通知
(中国人民銀行など、1/24)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

党中央と国務院、浦東新区の改革推進に 27 年までの実施方案を公表

党中央と国務院は 2024 年 1 月 22 日、『浦東新区の総合改革試行実施方案(2023～2027 年)』¹⁾(以下、方案)を公表しました。方案は『浦東新区でハイレベルな改革開放を通じ社会主義現代化建設の牽引区の構築を支持する意見』²⁾の方針に基づき、浦東新区の開放拡大に向けて 27 年までの取組内容を示しました。外商投資企業による国内標準策定への参加奨励や、資産運用業界の国内外投資ルート of 円滑化、貿易と EC 決済、排出権取引、グリーン電力取引などにおけるデジタル人民元の使用などに関する内容を盛り込みました。そして、国際基準に照準を合わせて円滑化のデータ越境移転メカニズムの導入を検討するとして他、外国籍者による事業団体や国有企業、研究開発機関の代表者への就任を認めることにも言及しました。

中央政府は最近、北京と上海などを対象に、国際ルールに照準を合わせた開放拡大案を矢継ぎ早に打ち出し、新たな改革開放を通じ、イノベーション活動の活性化や国内経済の高度化、グローバル市場との融合を一段と後押しする姿勢を鮮明に示しています。

方案の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 方案の主な内容

項目	主な内容
規則・標準の開放 拡大で制度型開放 のモデルに	1. 高水準の市場規則制度を整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市場参入ネガティブリストをベースに、浦東新区版のネガティブリストを策定する。通信や医療・健康などのサービス業界への外資参入規制の緩和を検討する。外資のみに適用されている外資ネガティブリストと市場参入ネガティブリストの整合化を図る。 ➢ 分類・分級のデータ取引制度を実施し、データ取引所を通じてデータの流通性を高める。経営主体に対する公共データの開放を推進する。 ➢ 浦東新区で登録した渉外商事紛争の当事者が、浦東新区において特定の仲裁規則を適用することを自ら約定し、特定の仲裁人に紛争を付託することを模索する。 ➢ 検証・テスト及び認証制度の改革を強化し、国内外標準の相互承認を推し進める。外商投資企業による国内標準策定への参加を奨励する。 ➢ 文化領域の交流を強化する。上海自由貿易試験区（以下、上海自貿区）及び臨港新エリアにおいて先端産業やクロスボーダー・オフショア金融、新型国際貿易³⁾などの分野での改革開放を更に進める。
	2. 世界での資源配分機能を向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人民元と外貨が一本化したクロスボーダー資金集中管理（プーリング業務）の試行を着実に展開し、多国籍企業の越境決済の利便性を高める。 ➢ 資産運用業界の国内外投資ルート of 円滑化を目指し、資金源や投資方法、資金運用などの面で業務モデルの最適化に取り組む。 ➢ 貿易と EC 決済、排出権取引、グリーン電力取引などの分野におけるデジタル人民元の使用を試行する。 ➢ 地域本部によるオフショア貿易業務の展開、国際機関による浦東新区での本部設置を支持する。
	3. 商品と要素の越境流通メカニズムを整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ資産管理やデジタル ID の国際認証などを模索し、デジタル貿易の引渡と決済の円滑化を進め、デジタル貿易サービスプラットフォームを構築する。 ➢ 臨港新エリアにおいて安全で便利なデータ越境移転メカニズムを模索することを支持する。国際基準に照準を合わせたデータ安全管理規則の導入を検討する。

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6927505.htm

²⁾ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 561 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0613-XF-0105.pdf>

³⁾ 越境 EC やオフショア貿易、デジタル貿易、保税メンテナンスなど。

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
科学技術イノベーション体制の整備でオープンなイノベーションシステムを構築	4. 科学技術イノベーションの管理体制と資源配分を最適化 ▶ 先端領域について、各種資金が参入する科学基金会の組成を支持し、世界に開放された科学技術イノベーション特定寄付金制度を確立する。国内外の科学者が全世界の科学技術の最前線の課題に焦点を当てハイレベルの研究を共同展開することを奨励する。 ▶ 科学技術成果の実用化メカニズムを革新する。臨港新エリアにおけるイノベーション活動のオフショア拠点の構築を支持し、グローバル科学技術イノベーションのオフショア拠点網とのアクセスを模索する。長江デルタ地域の国際先進技術応用推進センターの整備を推進する。
	5. 産業システムを整備 ▶ 企業家をメインとする重点産業の最高製造責任者（CPO）制度を確立する。パテントマップの役割を生かし、企業による中核技術の特許布石を奨励する。 ▶ 法令規則に基づき、自動運転の実証展開を行う。創薬・創医療機器産業の発展を後押しする。
	6. オープンな国際協働イノベーション制度を整備 ▶ 基礎科学の研究をめぐる国際協力を深め、世界先端科学技術交流センターを構築する。世界トップ科学者フォーラムを生かし、重要な共通科学技術課題の研究を展開する。AI やバイオ医薬品などの先端領域における倫理規則の策定を模索する。 ▶ 国際的な科学組織の誘致と育成に取り組み、世界範囲でメンバーを引き入れる。海外有力大学や研究機関、国際標準化機構による浦東新区への進出を支持する。多国籍企業による研究開発センターの設置を奨励する。
	7. 金融によるイノベーションへのサポートを促進 ▶ 上海証券取引のハイテク新興企業向け市場「科创板」に関するオプションの導入を検討する。クロスボーダー技術取引に対する人民元・外貨決済などの便利な金融サービスを提供する。 ▶ エンジェル投資家の育成や、ハイテク新興企業のライフサイクルに合うPE、VCファンドの組成を支持する。資金源が多様で、エグジットが円滑なバイアウトファンド市場を整備する。
	8. 高水準な知的財産権保護・運用制度を整備 ▶ より多くの知的財産権訴訟に立証責任の転換を適用するように推進する。営業秘密保護規則とガイドラインを整備する。地域を跨いだ著作権登録、海外知的財産権関連機関による浦東新区への進出を認める。
	9. 世界の優秀人材を集める制度を革新 ▶ 条件を満たす外国籍者が上海自貿区及び臨港新エリア、張江科学城における事業団体や国有企業の代表者を務めることを支持する。永住権を取得した外国籍科学者による科学技術プロジェクトの責任者、研究開発機関の代表者への就任を認める。
	10. 緊急人材育成活用システムの健全化に取り組み ▶ 業界ごとの技能人材認定標準を整備する。企業と業界団体に人材評価の決定権を付与する。
	11. 外国籍人材の出入国・在留に便宜 ▶ 浦東新区に重要な科学研究、交流、ビジネスなどの活動を展開する外国籍者が、長期数次ビザを申請することを認める。 ▶ 条件を満たす海外専門人員が臨時就業許可をもって特定の重要プロジェクトに参加することを認める。
人材育成制度改革の強化で高度人材の誘致を加速	12. 各種人材に安定した快適な生活・就業環境を提供 ▶ フレキシブルワークなどの新型就業形態に適応する社会保障政策を整備する。 ▶ 外国籍者に対する医療、教育、金融、移動、宿泊などのサービスの利便化改革を展開する。

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
政府機能の転換促進で各種経営主体のモチベーションを喚起	13. 市場原理と法治を重視した国際的な一流のビジネス環境を創出 ➤ 企業信用に基づいた行政許認可に係る自己宣言制度を全面的に導入する。投資プロジェクトに対する審査承認サービスの利便性を向上させる。 ➤ 企業のフルライフサイクルをカバーする統括サービスと的確な対応メカニズムを構築する。
	14. 政府管理を強化 ➤ 健全な政府信用失墜の責任追及及び遡及調査制度を確立し、政府信用失墜行為に対する処罰を強化する。 ➤ 行政サービスの標準化、デジタル化、スマート化のレベルを持続的に向上させる。
	15. 公正な競争制度を整備 ➤ 外商投資参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度を着実に実施し、外資の合法的な権益を法に基づき平等に保護する。公正競争の審査を強化し、公正競争の原則に違反する規定と仕方を整理する。工事入札における暗黙的な障壁を取り除き、信用失墜行為が是正された後の信用修復及び異議申し立てメカニズムを整備する。 ➤ スタートアップ投資を主力事業とする国有投資会社の再編・新設を検討する。条件を満たす国有ハイテク企業によるストックオプション制度の導入を支持する。競争が十分な領域における国有企業が物言う株主としての戦略的投資家を引き入れることを支持し、一部の国有株による優先株への転換を模索する。
都市整備の推進で大都市経営の新モデルを模索	16. 効率的な都市ガバナンスシステムを確立 ➤ 政府と企業、業界団体などとの協働を強化し、シナジー効果が発揮できる地域総合管理体制を構築する。 ➤ 都市情報モデル(CIM)プラットフォームを整備し、スマートシティの時空間ビッグデータプラットフォームの利用を推進し、デジタルツイン都市を構築する。 ➤ 健全な都市安全リスク総合監視・モニタリングメカニズムを構築し、豪雨などの自然災害に対する防止対応を強化する。
	17. 質の高い市民サービス供給体系を確立 ➤ 国内外名門大学による学校の共同設立を支援し、質の高い海外教育資源の供給を増やす。 ➤ 医療資源の拡充と合理的な配置を進める。医薬品や医療機器に対する管理の最適化を継続する。海外医療機関が合併、合作の形で浦東新区に医療機関を設立することを支援する。医療と介護が組み合わせた高齢者向けサービス体制を整える。
	18. 経済・社会発展の低炭素化を推進 ➤ エネルギー消費量とエネルギー消費強度（単位 GDP 当たりエネルギー消費量）の抑制制度を炭素排出量と炭素排出強度（単位 GDP 当たり炭素排出量）の抑制制度に移行させることを模索する。 ➤ 工業製品・消費財の炭素排出、カーボンフットプリント認証標準体系の整備を推進し、関連国際標準規則との整合性をとる。 ➤ 特定の地域でスマート配電の試行と分散型再生可能エネルギーの地産地消を展開する。 ➤ 適法性とリスクコントロールの可能性を確保することを前提に、多様なグリーンファイナンス商品の開発を支援する。 ➤ ごみの分別と回収利用を更に推進し、資源節約と集約利用のレベルを高める。
19. 都市と農村部が融合した発展を促進 ➤ 農村の集団経営による建設用地の譲渡試行を更に進め、地価上昇の収益分配と土地収用、立ち退きの補償メカニズムを整備する。農村の遊休宅地資源を多様なルートで活用し、農民の財産収入を高めることを支援する。	

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

事業者集中の申告基準に関する国務院の規定

(原文: 国务院关于经营者集中申报标准的规定)

国令第773号

国務院2024年1月26日公表

【主要内容】

- 国務院は24年1月26日、独占禁止に係る事業者集中の申告基準を改定する規定を公表した。規定は同日より実施するとして、国内経済の成長に伴い、現行の申告基準はやや低くなり、高度な発展や全国的な統一市場の構築のニーズに合わない指摘した。
- 事業者集中が以下の基準のいずれかに達する場合、事業者は、国務院独占禁止法執行機関に事前申告しなければならない。申告していない場合は、集中を実施してはならない。
- ①集中に参加する全ての事業者の前会計年度のグローバル範囲での売上高が合計120億元（従来は100億元）を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国本土での売上高がいずれも8億元（従来は4億元）を超える。
- ②集中に参加する全ての事業者の前会計年度の中国本土での売上高が合計40億元（従来は20億元）を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国本土での売上高がいずれも8億元（従来は4億元）を超える。
- 売上高の計算は、銀行、保険、証券、先物取引など特殊な業種、分野の実際状況を考慮しなければならない。具体的な方法については国務院独占禁止法執行機関が国務院の関係部門とともに制定する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm

金融政策

中国人民銀行、2月5日より金融機関の預金準備率引き下げを決定

(原文: 中国人民銀行決定下调金融机构存款准备金率和支农支小再贷款、再贴现利率)

中国人民銀行 2024年1月24日公表

【主要内容】

- 中国人民銀行（PBOC）は24年2月5日より、金融機関の預金準備率を0.5%引き下げると公表した。既に準備率が5%になっている金融機関は対象外。加重平均では約7.0%となる。全面的な預金準備率の引き下げは昨年9月以来（当時は0.25%引き下げ）。これにより、大型金融機関の預金準備率は10%、中小金融機関の預金準備率は7%となる。
- これに加え、24年1月25日より、農業支援の再貸出、小規模零細企業を支援する小型地銀や農村銀行向けの再貸出及び再割引の利率をそれぞれ0.25%引き下げるとした。
- 中国人民銀行は「穏健な金融政策を的確、柔軟に実施し、カウンターシクリカルとクロスシクリカルなマクロ・コントロール政策を強化し、流動性を潤沢に保ち、社会融資規模、マネーサプライとGDP伸び率、物価目標の合致を促す」とした上、「人民元為替レートの妥当な水準での安定化を維持し、経済の実質的な成長と量の合理的な増加を持続的に推進する」と説明した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5217425/index.html>

金融政策

事業用物件ローン管理の着実な実施に関する中国人民銀行弁公庁、国家金融監督管理総局弁公庁の通知 (原文：中国人民銀行公庁 国家金融監督管理总局公庁关于做好经营性物业贷款管理的通知) 中国人民銀行など 2024 年 1 月 24 日公表

【主要内容】

- 中国人民銀行（PBOC）は国家金融監督管理総局（NFRA）と連名で、オフィスビルなどの事業用物件を取り扱う不動産企業に対するローンの提供を支援する通達を公表した。これは事業用物件ローンによる既存借入の借り換えを図るものである。
- 適用対象となる事業用物件は、ショッピングモールやオフィスビル、ホテル、文化観光施設などを含むが、これらに限定されない。商品住宅（分譲マンションなど）や賃貸住宅は対象外。
- 事業用物件ローンは、物件の運営期間中のメンテナンス、改造、内装工事などに充て、物件を建設または購入するために形成した借金、株主借入金などの借り換えに用いることが可能であるが、土地の購入、プロジェクトの新設またはその他制限分野への使用が禁止される。事業用物件ローンは、提供前にローンの用途を明確にしなければならない。24年末までに、運営状況と成長見通しが良好な不動産企業に対し、当該企業及びそのグループ会社（連結子会社を含む）が保有する不動産関連ローンと公募債の返済に用いる事業用物件ローンを提供することも認める。事業用物件ローンの用途はこれまでの当該物件プロジェクトからグループ会社全体まで拡大された。
- 事業用物件ローンの限度額は原則として、対象物件の評価価値の70%を超えてはならない。ローン期間は通常10年、最大15年を超えてはならず、かつ最終返済日は対象物件の権利証の満期日より少なくとも5年前でなければならない。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5218615/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。